

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成23年12月22日(木)
開会 9時30分
閉会 11時50分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保委員長、岩崎委員、清水委員、真伏教育長
欠席者 牛場委員(会社用務)
議事録署名者 岩崎委員

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)
副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己、学校教育分野総括室長 白鳥綱重
教育支援分野総括室長 服部浩、研修分野総括室長 長野修
社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治
経営企画分野
教育総務室長 平野正人生、情報・危機管理特命監 倉田謙二
予算経理室長 加藤正二、予算経理室主査 前川幸則
教育改革室長 藤田曜久、教育改革室副室長 梅澤裕、教育改革室主幹 北原まり子
教育支援分野
人材政策室長 木平芳定、人材政策室副室長 出口勤、人材政策室主幹 西尾雅二
人材政策室副室長 橋泰平、人材政策室主幹 松本忠、
福利・給与室長 福本悦蔵、福利・給与室副室長 堀内英樹
学校教育分野
高校教育室長 齋藤俊彰、高校教育室副室長 加藤幸弘
特別支援教育室長 飯田幸雄、特別支援学校整備特命監 東直也、特別支援教育室副室長 井坂誠一
社会教育・スポーツ分野
スポーツ振興室長 村木輝行、スポーツ振興室副室長 吉田光徳、スポーツ振興室主査 上田雅章
スポーツ振興室副室長 山口勉、スポーツ振興室主幹 岡 芳正
スポーツ振興室充指導主事 嶋田和彦

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第57号 三重県の学校における今後の防災対策、防災教育のあり方について <指針>(案)	原案可決
議案第58号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第59号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第60号 専決処分の承認について(人事関係)	原案可決
議案第61号 職員の懲戒処分について	原案可決
議案第62号 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第63号 三重県スポーツ推進審議会専門委員の任命について	原案可決
議案第64号 東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 三重県教育改革推進会議の審議内容について
報告2 職場体験受入企業三重県教育委員会感謝状授与について
報告3 県立特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)の整備について
報告4 平成23年度第1回三重県スポーツ推進審議会の審議内容について

7 審議の概要

・開会宣言

丹保健一委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

牛場委員が都合により欠席。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項により、教育委員会は、委員長及び在任委員の半数が出席しなければ会議を開き議決することができないが、5 名中 4 名の委員の出席により、委員会が成立したことを確認する。

・前回審議事項（11 月 24 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 59 号から第 61 号まで、及び第 63 号については人事案件のため、報告 2 及び報告 5 については報道資料提供前のため、議案第 57 号及び報告 3 については意志形成過程のため、それぞれ非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 58 号、第 62 号、第 64 号を審議した後、報告 1、報告 4 の報告を受け、非公開の議案 57 号を審議し、報告 2、報告 3、報告 5 の報告を受け、議案第 63 号及び第 59 号から第 61 号までを審議する順とすることを確認する。

・審議事項

議案第 58 号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（加藤予算経理室長説明）

議案第 58 号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 12 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

それでは、規則改正の前に奨学金全般にわたる制度の改正をご説明します。19 ページをご覧ください。奨学金の制度改正につきましては、そのときどきの社会経済情勢の変化に対応するとともに、学校の奨学金担当教員の意見等を聞くなどし、より利用しやすい制度とするための改善を毎年重ねています。

平成 24 年度に向けては、19 ページにあるように大きく 4 つの点を改正したいと考えています。

1. 親権者等の支援が期待できない未成年者への対応です。親権停止制度の新設などを内容とした民法の改正が現在成立しています。これに伴って改正するものです。詳しい民法等の改正の内容ですが、最終ページ 20 ページをご覧ください。民法等の一部を改正する法律の概要を明記しています。最近オレンジボン運動に象徴されますように、児童虐待の防止の対応が必要になってきていますが、民法の改正によって、この児童虐待防止等を図る目的で親権の停止制度というのが新設されることになっています。要点の下、親権の喪失の制度等の見直しのところをご覧ください。最初の○、2 年以内に限って親権を行うことができないようにする親権停止制度の新設とあります。その下、未成年後見制度の見直しの 2 つ目をご覧ください。里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定する。児童福祉法関連の改定です。その一番下、施行期日は 24 年 4 月 1 日が予定されています。これが民法の改正の内容です。

19 ページに戻り、1 番のところ、先ほど親権停止制度の新設などを内容とした民法等の改正に伴いと申し上げました。法律の改正に伴い義務づけされたものではないですが、これを受けて親権者等の支援が期待できない未成年者、児童養護施設入所者等にも一定の要件の下で貸与の申込を受け付けることにしたいという改正です。

改正前、現在、この貸与の規則第 3 条には未成年者の方がお金を借りる際、奨学金といえどもお金を借りるということですので、未成年者の法定代理人の同意が必要ですが、親権者及び後見人の同意が必要と書い

てあります。これを改正後には、親権者、後見人、児童福祉法に規定する保護者又は後見人に代わって親権を行う者等の同意が必要という形で改めて、こういった方の申込が可能となるように改めたいと考えています。これが1点目です。

2. 半年賦の返還月に関する規定を廃止ということです。これは返還方法の弾力化です。現在、奨学金を借りた方が返還する際には、月賦、半年賦、年賦と3つの方法があります。その中で半年賦ですが、改正前のところをご覧ください。半年賦の返還時期は9月、3月、6月、12月と限定列記されています。これを改めて、改正後は年2回であれば返還時期は問わないとさせていただきたいと考えています。

3. 卒業後も就労できない者への返還の猶予ですが、現在、返還の原則としては、卒業後半年間据置の後、12年以内に返還をしていただくとなっています。しかしながら、近年、大学卒等で滞納する人の中に、未就職を理由になかなか返せないというお話が多い現状があります。こうした現状を酌み、就労の意志を有しつつも、卒業後一度も就労できない方に関しては、最大1年間の返還猶予を可能にしたいと考えています。改正前のところをご覧ください。現在、失職者は返還の対象となっています。これは平成21年2月に経済情勢にかんがみ返還猶予事由の具体的事例に追加したものです。しかしながら、そのときは失職者だけだったのですが、当時、卒業後も一度も就職できない者は対象外にしていました。その当時はあまり想定できなかったわけですが、今回、改正後にこの失職者のほか、卒業後一度も就職できない者も返還猶予制度の対象内に収めたいと考えています。

申込様式の変更、平成23年4月から奨学金の貸与については選択制を導入しています。在学生の年1回の変更を認めていますが、貸与額の変更は債務の変更にあたることから、連帯保証人の同意を得るように諸様式も改めたいと考えています。以上が全体の奨学金制度の改正です。

1ページにお戻りください。先ほど申しました4つのうち卒業後に就労できない者への返還猶予については、事務的な要項で定めております。それ以外の部分を今回貸与に関する規則の一部を改正する規則案ということで挙げています。それが1番の改正理由のところ、先ほどと重複する部分もありますので、簡単にご紹介します。

(1) 民法の改正に伴い貸与に関する規定を整備する。

(2) 利便性を高めるため、半年賦の返還月に関する規定を廃止し、弾力的な返還を可にする。ということです。

(3) 貸与中に新たな貸与額の選択をする場合、あるいは転学、これは全日制から定時制に変わると修学期間が1年伸びます。こうした者も含めて貸与の変更にあたる場合は、連帯保証人の同意を求めるように規定を改めたいと思います。

(4) 連帯保証人を必要としない、つまり債務額に変更のない状況でも連帯保証人には通知をしていただくよう様式の中で明記したいと思っています。

それを受けて2の改正内容ですが、

(1) 児童養護施設長等を保護者の定義の中に加えたいと考えています。これは規則第3条の改正です。

(2) 半年賦の月制限を廃止する。これは規則の第12条です。

(3) 貸与額又は貸与年数の変更に伴う様式の変更ですが、後にあります4号様式、12号様式の内容です。

(4) 休学を伴う貸与の急施についても同様、様式を変えて連帯保証人の同意を必要とすることから、連帯保証人に対して説明をするということですので、規則の中には通知をするような条項がございましたが、これは削ろうと思います。その他、所要の改正を行いたいと考えています。

3の施行期日は、年明けの1月20日から施行したいと考えています。現在、出している諸様式については、改正後の者が出されたものと見なすという規定を設けています。

2ページから10ページまでは改正案ですが、見にくいものから11ページ以降、対照表を用意いたしました。11ページ、条文の対照表です。下が現行、上が改正案となっています。先ほど申しました保護者の範囲を広げる件ですが、それが第3条に規定するものです。現在、第3条には親権者又は後見人と書いていますが、これに児童養護施設長等を加えたいと考えています。第7条は転学、全日制から定時制への転学の場合、3年から4年になると言いましたが、これは現在実務上対応していますが、新たに加えるということではなく、転学の場合もこの修業年限の延長に相当することを明らかにするための規定です。第10条は、連帯保証人の同意を得ていただくよう改めたので、本通知は不要とさせていただきたいと。第12条は、返還方法の弾力化です。

12ページ、13ページは第1号様式申込書です。左側に改正案、右側に現行となっています。左側の改正案、楕円で囲んだところが改正箇所です。事務的な改正です。1号様式が12ページ、13ページで、過去の対応歴や口座番号を変えるような修正です。14ページは第3号様式の誓約書ですが、利用者の方から書きにくい、見にくいという話もございました。印影がはっきりしない事例もたくさん出ていることから、丸で囲んだような様式に改めたいと。注意事項は印影がはっきり分かるように押印してくださいと。15ページは第4号様式で、期間延長申請です。特にまん中のゴシックの部分、期間延長により貸与総額の増額が生じる場合は下記の署名押印が必要と。延長で総額が変わる場合、貸与額の総額が変わる場合は、債務額の

変更になることから改めて連帯保証人に同意を取ってくださいということです。16 ページは第 6 号様式の返還の明細書です。大きな点は表の直後の脚注に書いてあります。上記計画記載の期限まで行うべき支払いを 3 回以上怠ったときは、即時残債務を弁済いたしますと書いています。現在、債務区分では 3 ヶ月以上の滞納があると、正常債権から要注意債権になると、こういう境目にあたる部分ですが、経験則上ですが、実は 3 回の支払いを怠ると長期滞納につながるケースが非常に多ございます。そういう意味でこれ以上放置するといけないということで警鐘を鳴らすという意味で脚注に加えています。17 ページは第 10 号様式です。変更後、これも一番下の☆印、事務的な変更です。18 ページの 12 号様式をご覧ください。先ほど申しました年に 1 回貸与額の変更がありますが、この際、貸与額の変更が生じる場合は、連帯保証人の同意を必要とするというものです。

以上、内容をご説明いたしました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第 58 号はいかがでしょう。

岩崎委員

親権者等の支援が期待できない未成年者の対応で今回改正されることによって、どれぐらい貸与する人が増えるかというのをお分かりですか。

予算経理室長

残念ながら見通しは立てがたいですが、現在、三重県内には養護施設が 11 あり、この範囲に含める小規模住居型児童養育施設、ファミリーホームというのが 3 つほどあります。こういった方は一部の福祉施策で公的扶助もあるので、何人かは候補に挙がってくるのではないかと考えています。

岩崎委員

今まではそういう方は修学費の援助は受けられなかったということから言うと、そういう方にも道を開いたということになると。

予算経理室長

制度的に道を開きたいと考えています。

岩崎委員

分かりました。

【採決】

— 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 —

・審議事項

議案第 62 号 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(福本福利・給与室長説明)

議案第 62 号 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 12 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

改正要綱ですが、特に真ん中以降に経過措置という部分の改正です。これは先の 11 月 21 日に教育委員会でお諮りし、ご承認いただいた公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正するもの、これは人勧絡みで住居手当を今年度限りで廃止する。それで経過措置を設けるものについて、ご承認をいただいたものです。その条例を改正したことに伴い、一部ほかの部局との関係もありますので、そのままで支給できない方を救済する形での規則改正です。

内容については 3 ページをご覧ください。自宅の住居に係るものの手当は今現在、2,700 円支給されていますが、これは今年度限りということで、ここの表にあるように経過措置を設けていますが、この経過措置を受けられる基本となるのは、来年の 3 月の給与で住居手当が払われる方です。来年の 3 月の給与に反映しようすると、資格要件が来年の 3 月 1 日までに要件を具備して、しかも 1 日の中で申請をいただくこと、その方が 3 月分給与にこの住居手当が反映される、この反映された方のみ経過措置を受けられるというのが基本になっています。

ただ、来年の 3 月時点で、例えば、知事部局におられてこちらに 4 月に替わってきたとなると、そのままでは支給されないことがあるので、そういった方々について、これはもちろん知事部局でも同様の反対の形で規則改正をしようとするものですが、そういった方々は、今までずっと受けてこられた方々と同様に経過

措置を受けられるようにしようということです。

この括弧囲みの（１）は、例えば、３月現在で育児休職中や、無休の病気求職中で３月の月給が出ていません。ということは、資格はあっても給料が出てないので手当も出ないという中で、その人は経過措置を受けられなくなりますが、復帰されたときにそういった要件が具備されている方は、復帰された月からこの経過措置を受けられるようにしようというものです。

（２）については、割愛等で現在、津の例えば教育委員会の事務局に行かれています方がこの期間中に戻れたら、その期間のそのときの月に合わせて支給対象にしていこうというものですし、これまで異動等で単身赴任等で遠方地にご勤務いただき、借家であったりしてそういった住居手当が出ている場合で、今度家へ戻ってこられたときに、この手当の経過措置を受けられるというのが（３）です。その他、（４）もあり、その他これに類する形で現行上、不平等にならない形での整備をしようとするものです。

【質疑】

委員長

議案第 62 号はいかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 64 号 東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（木平人材政策室長説明）

議案第 64 号 東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則案

東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 12 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが規則案です。これは元の規則の特例に関する規則というのを後ほど説明いたしますが、それを定めており、そののさらに一部を改正する規則案で、中身については附則があるわけですが、平成 23 年 12 月 31 日という特例規則の有効期限を平成 24 年 12 月 31 日という形で 1 年延長しようとするものです。

2 ページをご覧ください。1 番の改正理由のところですが、本年 5 月 17 日に東日本大震災の被災者の方々の支援のため、ボランティア活動に係る特別休暇に関して、12 月 31 日を期限とする上限日数や活動範囲の特例を定めたところですが、この特例に関する規則については、5 月 11 日の教育委員会の定例会に規則案という形で提案させていただいたものです。

被災者の方々への支援は今後も継続していく必要があること。国においても人事院の規則があるわけですが、これを既に改正し、同様の特例を 12 月 31 日まで延長したこと等を踏まえ、本県においてもこの特例の規則を 1 年間延長するための所要の改正を行いたいということです。

特例の内容ですが、参考のところボランティア休暇の上限日数の引き上げというのがこの特例規則の内容になっています。現行の規則は、ボランティア休暇、いろんな対象になる部分がありますが、1 年に 5 日の範囲内の期間というのがこれまでの規定です。この特例については、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村、これは東京都の市町村を除きますが、その区域内において災害救援活動を行う場合は、1 年に 10 日の範囲内の期間という形で特例措置を設けています。この特例措置が本年末ということですが、その部分を 1 年間延長しようというものです。

3 番の施行期日は公布の日から施行ということで、現時点では 12 月 27 日を予定しています。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

【質疑】

委員長

議案第 64 号はいかがでしょうか。

岩崎委員

この特例は毎年延長していかなければいけないのですか。

人材政策室長

この特例規則を5月に制定したときにおいて、その時点の見込みとしてボランティア活動の必要性ということで、上限日数やそのときの期間という形で規則を制定したわけですが、そのときの状況として本年の12月31日までということです。

現状においても、一定ボランティア活動、支援活動の必要性がまだ継続されることと、国においてもそういう観点から1年延長するというので、今回延長させていただくというのと、現時点で1年延長するというので、来年いっぱいという形で今の枠組みを継続させたいと思いますが、その後の状況については、その都度ということ。

岩崎委員

またその都度ということになるんですかね。息の長い継続的な支援をしなければならないというなら、この際、5年とか10年ぐらいはこういう特例をずっと設け続けるという話があってもいいと思います。国の人事院規則の改正もありますので、そういうことなのかと思います。

もう1点は、こういう特例を使って行っていただいた皆さんの把握はできるのですか。

人材政策室長

この規則の対象になりますのは、教育委員会の事務局職員、県立学校の教職員、小中学校の教職員も県費教職員については対象です。事務局職員と県立学校の教職員についてはパソコン上で休暇等を処理してデータがありますので、ある程度リアルタイムに抽出ができ、事務局職員と県立学校については、12月19日現在で把握していますが、取得者の実人員は、東日本大震災に係るボランティア活動ということで31人です。取得件数は46件で複数回という方もいます。休暇取得の延べ取得日数が31人で143日、最も多い人で上限の10日を取っている方もみえますし、7日の方もみえます。

小中学校教職員について、8月終わった時点で市町村に照会して集計した時点では、8月31日までの期間で61名がボランティア休暇を活用されたということです。そのときの1人あたりの平均日数が3.58日になっています。いろんな利用の形態があり、土日を絡めてとかがありますので、さらにもう少し期間を長く活動されている方が多いと把握しています。

岩崎委員

ぜひ活動はしていただきたいし、その経験をまたこちらで生かしてもらわないと、いつこちらでも起きるか分からない状況でもあります。

人材政策室長

あと、ボランティア休暇を活用してないですが、そういった活動をされている方もいますし、一方でいろんな調査とかで向こうへ行かれると、合わせて現地を視察された方もいます。

委員長

最後にお話ございましたが、ボランティア休暇を取らないで個人的に休暇を取ったり、土日を利用して行っている人もいますので、おそらく数はもっと多いんじゃないかと思います。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 三重県教育改革推進会議の審議内容について（公開）

（藤田教育改革室長説明）

報告1 三重県教育改革推進会議の審議内容について

三重県教育改革推進会議の審議内容について、別紙のとおり提案する。平成23年12月22日提出 三重県教育委員会事務局 教育改革室長。

三重県教育改革推進会議の審議内容についてご報告します。

本年度の教育改革推進会議については、7月21日の教育委員会定例会で委員の任命について審議いただき、承認していただいたところです。その後、8月の第1回会議からこれまで4ヶ月に審議を重ねてきました。今後、年度末までの3ヶ月間でさらに審議を深めていく予定です。

つきましては、現時点での審議内容についてご報告いたします。資料の1番の本年度の三重県教育改革推進会議の開催の目的です。本年度の会議の目的は、昨年度策定した三重県教育ビジョンの施策の中で特に重要な課題に係る方策を、より実行性のあるものとするための審議をしていただくとしています。その課題としては、①学力の向上、②キャリア教育の充実、③郷土教育の推進、④地域と共に創る学校づくりの4つのテーマを考えたところです。

次に2のこれまでの開催状況をご覧ください。

(1) 第1回全体会を8月11日に、ここでは審議の進め方、スケジュール等について承認いただきました。

(2) 第1回分科会を同日に開催しています。教育委員会の取組状況について現状と課題等を提示し、具体的方策のあり方について審議をいたしました。

(3) 第2回分科会ですが、これは分科会ごとに8月31日から9月5日までの間、開催しました。この分科会では、そこにあるようにゲストスピーカーとして第1分科会では北陸大学の石原多賀子教授、第2分科会ではJR東海の須田相談役、第3分会では交通新聞社の中村部長に来ていただき、専門的見地からご意見をいただきました。

(4) 第3回分科会、9月26～30日の間に開かれましたが、審議で出された提案意見を元に事務局から具体的方策のイメージを提案し、審議いただいたところです。

(5) 第2回の全体会は10月でした。これまでに開かれた3つの分科会の審議内容を集約して中間まとめとし、それを分科会から報告いただき全体で審議を行いました。

(6) 第4回分科会、中間まとめに対していただいた意見を、あるいは、それまでに審議が十分でなかった項目について各分科会で審議をしました。

なお、そこにありますように第2分科会では県立高等学校のあり方についても審議を進めています。

(7) 第3回全体会、12月です。第4回分科会の審議内容を含め、中間まとめを元にした審議のまとめ、これは別途資料として付いているかと思えます。審議のまとめ案について全体で審議をしたところです。

3番の今後の審議の進め方ですが、審議のまとめの案については、今後も3月まで審議を重ね、年度内にとりまとめたいと思っています。また、第2分科会では引き続き、県立高等学校のあり方についての審議を行い、年度内に方向性を決める予定です。

3ページに「審議のまとめ(案)」の概要ということでまとめました。この3ページからの資料に基づきご説明します。

審議のまとめの構成ですが、「はじめに」が最初にあります。そこでは、繰り返しになりますが、この23年度の推進会議において三重県教育ビジョンの取組内容を実行性のあるものにするために、こういう4つの課題を掲げ、その具体的方策を審議するということが書いてあります。

2の審議テーマについて、(1)各テーマの選んだ理由について本冊ではここから書いてあります。学力の向上については、そこにありますように変化の激しい時代を生き抜くために子どもたちには基礎、基本的な知識、技能、あるいは思考力、判断力、主体的に学習に取り組む態度という学力の重要な3要素を見つける必要があることから、そのテーマとしました。

②キャリア教育の充実については、子どもたちが自立した社会人として社会参画するために、勤労観、職業観、あるいは主体的に進路を選択する能力・態度を身につける必要があることから選択しました。

③郷土教育の推進ですが、未来に担う子どもたちに豊かな心を育み、国際社会における日本人としての自覚を養うために郷土への愛着精神を育む必要があり、郷土教育の推進をテーマとして掲げたところです。

④地域と共に創る学校づくり、社会構造が変化し、一つの価値観が多様化する中、社会全体で子どもたちを育てるということ。すべての学校において開かれた学校づくりを進めることを視点に置いてこのことも書いています。

(2)各テーマの関連性ということで、「学力の向上」、「キャリア教育の推進」、「郷土教育の推進」は、相互に意欲や基礎・基本という観点で関連しており、その点を重視しつつ地域と共に創る学校づくりを基盤として取り組んでいくことが大切であると書いています。

3の取組の方向性、本冊の5ページからですが、この会議で審議した具体的方策の実施にあたっては、行政、学校、家庭、地域が子どもたちの成長にかかわる当事者としての責任と、それぞれの役割を自覚するとともに、相互の十分な連携の下で方向性を共有し、常に協働・協創して取り組むことが大切だということを書きました。

4の各テーマに係る「現状と課題」及び「具体的方策」という形で本冊の6ページ以降はまとめています。現状と課題については、教育ビジョンの主な取組内容について教育委員会の取組の現状と課題を報告し、各分科会で全体会でも協議したところです。

審議いただいた結果、具体的方策としてそこに掲げたようないくつかの例があります。ここに出したのはいくつかの具体例です。まず、「学力の向上」をご覧ください。視点として①学力向上に向けた学校の組織的な取組ということで、学力の向上に向けた組織体制の確立の視点から、○全国学力・学習状況調査実施に係る支援等、あるいは地域の核となる実践推進校を指定するという具体方策を打って書いています。あるいはその下、学力向上アドバイザーの派遣、さらにii)家庭・地域など多様な主体が連携した県民総参加の取組が必要ということで、具体的には学校における全校一斉授業公開の実施、家庭におけるノーテレビデーや親子読書の実施を具体的方策として掲げました。

さらに学力の向上については、②教員の指導力の向上に向けた取組も必要であることから、○経験年数の

異なる教職員が校種別、教科別の研修班を中心に相互に学び合う継続的な事業実践研修を実施する。こういうことも具体方策として掲げました。

(2) キャリア教育の充実に係る具体的方策です。①教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育を推進する必要があることから、例えば具体方策として、○全県立高校での職業体験の機会を設定する。○産業界と教育委員会、高校等が連携したキャリア教育モデルプログラムを作る。さらに②具体的な適切な就職支援も必要です。そのために普通科高校への就職支援相談員配置、あるいは就職情報交換会、合同就職面接会を実施する。さらには特別支援学校高等部卒業生との就労希望を実現するための職域開発支援員等の雇用を具体的方策としたところです。

5 ページの(3) 郷土教育の推進、これが本冊では 23 ページ以降付いていますが、①にあるように子どもたちの発達段階に応じた学校における郷土教育の推進が必要ということで、具体的には一番上の○出前体験活動の実施や県・市町・企業・団体等が行う活動への参加促進を考えたり、実際に教材コンテンツが必要ということで、③教材「三重の文化」を活用するとか、新たに美し国かるたを作っていくことを具体方策として掲げました。

(4) 地域と共に創る学校づくりについては、学力の向上、キャリア教育の充実、郷土教育の推進を各分科会でそれぞれの視点から、この地域と共に創る学校づくりの観点からのご議論をいただいたところです。その結果、再掲になりますが、①にありますように学力の向上に係る具体的方策については、コミュニティースクールや学校評価等の取組を通じた地域の協力による事業支援等の推進が具体方策として大切である。

②キャリア教育の充実に係る具体的方策としては、すべての小中高校で社会で活躍する卒業生等による授業、あるいは地域で働く人に子どもたちが密着する体験の実施ということが大事だと掲げました。

③郷土教育の推進については、地域の食材や伝統料理に関する調べ学習、あるいは地場産物の給食献立への採用等の促進、さらに伝統地場産業、地元の観光協会、郷土資料館等の開拓等も方策として大切であるとしました。

以上、具体方策の代表例だけご報告申し上げます。

それから、各主体に期待する役割ということで、県民総参加の視点から、行政、学校、家庭、地域に期待する主な役割も示しました。(1) 学力の向上については、行政としては県教育委員会と市町教育委員会との連携、学校の取組の支援、優れた取組の普及・啓発が大切であると。学校では、全国学力・学習状況調査の実施活用、家庭・地域と調査結果や取組の共有が必要である。

6 ページ、家庭では学力向上のために学習習慣や生活習慣を確立すること。学校の教育活動への積極的な参加。地域においては学校や家庭との情報共有、地域資源の提供など学校と連携した教育の展開が必要としました。

(2) キャリア教育の充実について、行政においては学校・企業・経済団体等の関係づくり等が大切である。学校においては、キャリア教育プログラムを作ること。家庭においては、子どもたちが自分の夢について考えるための話し合いを持っていただきたい。地域においては、職業体験等の受入、地域で活躍する人材を学校へ派遣することが協力体制として必要であるとしました。

(3) 郷土教育の推進です。行政においては体験教育の機会を作り出すこと、あるいは、教員研修の充実を図ることが大切だとしました。学校においては、キャリア教育へ高度教育を位置づけること、幼少期からの体験教育が必要であること、家庭においては、親子での体験活動への参加、さらに地域においては、郷土に詳しい人材の派遣、伝統行事等への参画機会の充実が必要であるとしました。

(4) 地域と共に創る学校づくりですが、行政においては、学校・家庭・地域の連携協働のための制度や仕組みを研究・検討すること。学校においては、保護者、地域の学校運営や教育活動への参画促進のための制度の導入、活用。家庭においては、学校運営や教育活動への参画協力。地域においても、学校の取組への人的支援、地域資源の提供等、あるいは学校運営への参画を各主体の取組として記述したところです。

なお、参考の1番としてゲストスピーカーからの提案を巻末に、参考の2として、具体的方策の取組主体一覧を今は文書で説明しましたが、表で分かるような形として本冊の最後に付けております。

【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょう。

岩崎委員

方向性としては全然間違っていないし、こういう方向で行ってほしいと思いますが、具体的方策になって各主体に期待する役割から言うと、地域と共に創る学校づくりがポイントになっていく。そのときに期待される役割としての地域は大切であることは分かっているし、私もいつもそれを悩むんですが、では、地域にどんな主体をつくって、どういうふうにやればいいかということについては、ほとんど地域地域によってやり方が違うから一律には書けないとしても、地域ということでも丸を打って、それで後は全部地域でお願いという話になってしまったら、多分地域のほうがもたないだろうと思うし、地域と共に創る学校づく

りというところに集約されていくストーリーになったら、地域の中核としての学校がいろんなことをこれからもやらなければいけない。学校組織の中で言うと、教頭先生が地域との関係ですごく忙しくなるんだとられるのではないかと思います。

私は常々思っているし、そう言っていますが、教頭先生が忙しく、つくった地域支援本部は基本的にその先生がどこかへ異動したら、うまく機能しなくなったりする場合もあるんだろうと思うんですね。むしろ地域支援の仕組みというのは、この前、たまたま出ていた県議会で知事も言っていました、地域のほうに要しないといけないのであって、地域のやり方は全部違うので、その地域の成功事例のような話をご紹介いただくとか、行政の地域と共に創る学校づくりのための行政の役割という話が、今後ちょっと具体的にでも出てくることを期待したいと思います。これは全部地域という話になるし、そのとおりなんです、今のままいくと、教頭先生がなお一層忙しくなってしまうだけという気がするので、一言申し上げたい。

清水委員

私も同じようなところで、今、自分の学校、地域で今回も市教委から子どもの居場所づくりで何か考えてもらえないかという話があり、これは個人的な意見ですが、子どもの居場所は子ども自身が居場所を見出していないと、このスペースをつくったのでどうぞいらっしゃいでは居場所にはならないのかと思いつながら、地域の人たちとも自分の地区に合うようなところ、どういう方向で進めていくのが良いのかという話もしながら、早々にも立ち上げないといけないので、しかし、地域で何ができるのか今、現場で考えているし、この学力の問題でも勉強したいと思いつながら、その状況でないという子どもたちがいると、家庭も生活的にという子どもがいて、三度の食事がちゃんと取れていない、規則的な生活ができていないところで、勉強というより人として生きるところから学習してかないといけない。

また、保護者の方までも一緒に勉強していってもらわないといけないが、そんな時間もないという地域性もあって、何が立ち上げられるのかと、今本当に現場で悩んでいる。

10年以上前から親父の会等々を立ち上げ、いろんなことをして、そのメンバー、また新しいPTAの方らとも話をしながら、現状、悲鳴を上げている子どもらに何をしたらいいのかというのが頭の中で渦巻きながら、年明け早々には何か見つけたいかと思いつながら、個々の内容をしっかり読ませていただいて、ヒントになるようなものがあつたら、そういうところで活動をしていきたいと私個人は思っています。

委員長

こういう内容について議論をし始めると、おそらく半日一日かかってしまいますので、あまり細かい議論はできないと思いますが、この間の県議会でも出ていましたが、県民は学力について非常に期待をしているわけですね。それをどう扱うかという問題は非常に難しいと思います。家庭の問題もありますので、教育現場だけではどうしてもできないのはよく承知していますが、かといって県民が期待していることに対して何も手を打たないというのでもできない。あまり競争に走ると、むしろ悪いことも起こってくるわけです。だから、そういう厳しい競争のために起こるような弊害を可能な限り排除しながら、どういうふうに教育していくかというのが、子どもたちを大切に三重県にとっては大切な視点じゃないかと思いつながらいるんですね。

幸い、中学校、高校に行きますと、かなり全国的にも見劣りがないような状況になっているということも聞いていますので、そんなに三重県の教育が悪いとも思いませんが、しかし県民の期待に沿わなきゃいけないので、それはそれなりに考えていかなければいけないと思いますので、ぜひ、今後もきちっと議論をしていいものを作り上げていただきたいと思います。

たくさんありますが、時間には制限がありますので、そのことだけを期待したいと思います。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告4 平成23年度第1回三重県スポーツ推進審議会の審議内容について（公開）

（村木スポーツ振興室長説明）

報告4 平成23年度第1回三重県スポーツ推進審議会の審議内容について

平成23年度第1回三重県スポーツ推進審議会の審議内容について、別紙のとおり報告する。平成23年12月22日提出 三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長。

1ページをご覧ください。この審議会については、委員の任命をこの定例会でもご承認をいただき、その後、審議会を開催いたしました。12月8日に開催し、委員の20名のうち13名の方に出席をいただいたところです。その出席者は4ページに名簿と出欠があります。

5の内容ですが、第1回ということでしたので、会長、副会長を選出し、会長には鶴原清志委員、副会長には馬瀬隆彦委員を選任しました。2の報告は、第1回です。本県のスポーツの現状、県民力ビジョンでのスポーツの推進に係る位置づけ、あるいは、これまでの旧のスポーツ振興審議会での審議経過についてご報告しました。

合わせて三重県営スポーツ施設整備方針の改訂ということで、これは昭和63年に整備方針を策定し、その後、県営のスポーツ施設の整備をしてきたわけですが、これも時間が大変経っておりますので、こういったものの改訂についても説明をいたしました。3の審議事項ですが、まず、本県のスポーツの推進ということで大きな4つの柱、「子どもたちの体力向上」、「地域スポーツの推進、競技力の向上」、「スポーツ基盤の整備」ということでそれぞれ審議をいただき、委員の皆様方からご意見をいただきました。

まず、子どもたちの体力向上ですが、最初のポツですが、子どもたちの体力が低いとすべてのことに意欲、いろんな弱さにもつながってくるので、しっかり取り組むべきだというご意見をいただきました。あるいは、小学校から高校卒業までの12年間の体力の結果を1枚に記入できる体力カードなどでしっかり成長記録を取っていったらどうかというご意見もいただいたところです。

2つ目の地域スポーツの推進ですが、官公庁から出されております「スポーツツーリズム推進基本方針」の考え方も取り入れてやっていくことがいろいろ広がりが出てくるのではないかと。あるいは、学校でできないことは地域で補う、学校と地域の相互連携が必要と。そこには総合型地域スポーツクラブであるとか、学校での外部指導者の受入といったことでこの連携も意見として出されました。

3ページの障がい者のスポーツ、これは競技の場所はもちろん、ホテル等の環境整備についても考えてほしいと。障がい者の目線で考えると、将来的には高齢者への対応にもつながっていく大切な視線ではないかという意見をいただきました。

競技力の向上については、育成した選手が大学を卒業後に地元に戻り指導者として活躍する循環を作り出すことが大事ではないか。あるいは、施設と指導者の充実があってこそ成果がついてくるのではないかというご意見も出されました。

スポーツ基盤の整備、主にここは施設を基盤ととらえているわけですが、この中でも県民全体が一体となって応援できるような施設整備が必要、これぞ三重のスポーツの拠点といった施設が大事であるとか、あるいは、県外から来ていただいた委員の方からのご意見ですが、選手の育成には相当な時間がかかる。要は施設と指導者の充実ということで、この方はこれまで取り組んできた例も挙げていただき、目標を持って、いい施設と指導者がいて成果が上がるという実体験を踏まえたご意見もいただいたということで、初めて県外からの委員の方もこの審議会に入らせていただき、幅広くそれぞれ専門的な見地でご意見をいただきました。

今後の対応ですが、これを1月の中・下旬には第2回目を開催し、審議を深めながら本県のスポーツ推進に係る今後の方向性についてもしっかりと意見をいただき、審議をして取りまとめに向けていきたいと思っております。

2つ目の三重県営スポーツ施設整備方針については、今後合わせて審議会において審議を行って本年度を目途に改訂を行おうと考えています。

【質疑】

委員長

報告4はいかがでしょう。

岩崎委員

来年からはスポーツの話は知事部局に。

スポーツ振興室長

現在のところ、法的に学校に関しては教育委員会ですが、今のところ示されているのは、それ以外については知事部局で進めるということです。

岩崎委員

このスポーツ推進審議会というのはどういう扱いになるんですか。

スポーツ振興室長

これについても、今後、詳細にそれぞれの業務をどうするか詰めていくことになると思いますが、主に分量からいっても地域スポーツ、競技スポーツ、施設といったことを考えると、今のところ、知事部局への審議会もいくのではないかと想定はしていますが。

委員長

1つだけ、今の気になっていることは、学校を使う場合に管理責任はやはり校長になるのですか。

スポーツ振興室長

そうでございます。

委員長

そうしますと、何か起こったときに校長が責任を取らなくてはいけないことになりそうですね。それはおそらく現場にとってはお貸しするときいろいろ気になるところではないかと思いますが、これがもし使う人たちの責任であれば、学校も非常に開放しやすいのではないかという気がしますが、そのあたりの何かうまい方法をやっているところはないですか。例えば、学校で何か使っていて道具が壊れたりしますね、そういう場合にはやはり校長の責任になりますね。

スポーツ振興室長

例えば施設による瑕疵ということであれば、施設の管理者になると思います。現在も県立学校においては解放していますが、基本的には使用者が使用の中で何かのものを壊すという場合には、当然使用した者の責任でとっていますが、学校については生徒に使わず場合も同じですが、施設の瑕疵がないのが前提で今進めています。

委員長

その辺をもっと使いやすい形に、法律とかいろんなことを変えなければいけないと思いますが、解放する以上はそういう法的なものの保障があると、全国的にもっと解放しやすいのではないかと思います、その辺いい知恵があれば出していただければと思います。

副教育長

赤本の 1,807 ページに要綱があり、県立の場合ですが、学校体育施設開放要綱というのがあり、平成 14 年に改正して、それぞれの学校で運営委員会というものを学校と協議しながら組織しているということ。ただ、第 5 条の管理責任ですが、この要項に基づく体育施設の使用に関する管理責任は、利用者の責めに帰する場合を除き、教育委員会が負うものとするということで、校長というよりも教育委員会が負うことで県立学校の場合は整理をさせていただいているということ。次の 1,809 ページ、10、11 と申請書等となって、学校長には負担がなるべくいかにないように、設置管理者は県教育委員会ということで一応の施設開放の促進を図っています。

委員長

校長は心配しなきゃいけないんでしょうが、最終的な責任は教育委員会が持つ、なので安心して解放してくださいと。

副教育長

通常の管理はしてもらわなければいけません、そういうように要綱の中では謳っています。

委員長

分かりました。以前から校長が責められるのかと思っていたのですが、そうじゃないということですね、分かりました。ありがとうございました。

— 全委員が本報告を了承する。 —

・審議事項

議案第 57 号 三重県の学校における今後の防災対策、防災教育のあり方について<指針>(案) (非公開)
教育総務室長説明が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告 2 職場体験受入企業三重県教育委員会感謝状授与について (非公開)
高校教育室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告 3 県立特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)の整備について (非公開)
特別支援教育室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告 5 平成 23 年度三重県優秀選手・指導者表彰について (非公開)
スポーツ振興室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第 63 号 三重県スポーツ推進審議会専門委員の任命について (非公開)
スポーツ振興室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 59 号 職員の人事異動(市町立小中学校)について (非公開)
人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 60 号 専決処分の承認について(人事関係) (非公開)
人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 61 号 職員の懲戒処分について（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。